

新潟市水道局パワハラ自死事件

Mさんを支える会ニュース

No.8

Mさんを支える会

2022年6月

代表 萩野直路

連絡先 新潟市中央区

万代3-4-12

新潟地区労連内

2月～3月に、3回にわたって開かれた
5人の証人尋問で上司のパワハラが明白に！
(多くの方の傍聴 ありがとうございます)

**裁判は7月19日(火)午後3時からの弁論で
結審、判決日が決まります。**

**前回同様傍聴席をいっぱいにして、勝利判決を勝ち
取りましょう！**

同日 午後3時半～ 報告集会を開催します！

新署名を開始します。

「平成27年(ワ)394号
Sさんのパワハラ自死損害賠償請求事
件」(2007年新潟市水道局職員自死 事件)
での公正な判決を求める要請署名
です。年内の判決に向けて、パワハラの影響
は許さないという世論を盛り上げましょう
集約締切りは、10月末です。

新潟市水道局職員のSさん(当時38歳)は、係長によるパワハラで、市町村合併による業務統合・組織再編で忙しかった2007年5月の連休明けに自死しました。Sさんは係長から無視される等悩んでいた中、前年12月に子供さんの誕生祝いの家族旅行に有給休暇をとったことでパワハラがエスカレートしました。その後、初めて任された困難な業務で適切な指導・援助を受けられず、これらを苦しんで自死したのです。

妻のMさんは公務災害を申請、審査会で認定されました。Mさんは夫の死を無駄にしたくないと、市水道局と話し合いを求めたところ、市水道局は、関係者の処分や賠償のための事実確認のためとして、同僚の陳述書等の開示を要請。Mさんから、パワハラを認める内容の陳述書等を受け取りました。ところが市水道局は、パワハラを認めた陳述書の内容について、恣意的な「内部調査」を行い、「パワハラはなかった」と断言したのです。妻のMさんはやむを得ず、損害賠償を求める裁判を起こしました。

【証人尋問と原告本人尋問】 今年の2月3日と28日に水道局職員(退職者を含む)5人に対する証人尋問、3月3日には原告Mさんに対する本人尋問がありました。

【第1の争点：業務の困難性】 市水道局は、Sさんの担当業務について、「複雑な工種の追加作業は前任者が終わらせており、Sさんは単価の入れ替えだけの簡単な作業だった」と主張しています。これについて前任者は、「Sさんには工種の追加作業が残っていた」と証言。Sさんがそれを遂行するために必要な業務経験があるかどうか、パワハラをした係長が確認していなかったことも明らかになりました。証言でSさんは、何の援助もなしに困難な業務を遂行するよう迫られていたことが明らかになりました。

【第2の争点：パワハラの有無】 係長は法廷で、「至

らないところがあったとは思っておりません」「謝罪をする気はありません」と強弁しました。Sさんが亡くなった後、係長は別の部下をいじめ、課長から強く叱責されています。弁護団は係長に、叱責はいじめに対してではなかったかと追及。係長はそれを認めましたが、裁判官がさらに、「別の部下だけでそんなに強く叱責したんですか？Sさんのこともあったのでは？」と係長を問い詰めました。係長によるパワハラが浮き彫りになりました。

【結審、そして判決へ】 双方が6月末までに最終準備書面を提出、7月19日(火)の弁論で結審し、判決日と言い渡される予定です。今回の裁判では、裁判官自身も事態の解明に積極的で、時には原告代理人のように尋問したことが印象的でした。

傍聴・集会のご案内

傍聴

7月19日(火曜日)

新潟地方裁判所 15時開廷

報告・決起集会

15時半から 貸会議室西堀で行います。

西堀前通6番町905 第2西堀ビル5階

(1階はレストラン「俺のイタリアン」)

